総務省におけるインターネット利用における青少年保護環境整備に関する取組

資料2-5

総務省では、青少年インターネット環境整備法及び第6次基本計画等に基づき取組を推進。

1. 青少年の有害情報の閲覧機会の最小化 （法第13条～第23条）

◆ 青少年インターネット環境整備法上の携帯電話事業者等の義務

青少年確認義務
契約締結者又は携帯電話端末等の使用者が18歳未満かどうか確認（第13条）

→ **フィルタリング説明義務**
・青少年に有害な情報の閲覧による危険
・フィルタリングの必要性とその内容
について保護者又は青少年に説明（第14条）

→ **フィルタリングサービス提供義務**
保護者からフィルタリングを利用しない旨の申出がない限り、フィルタリングサービスを提供（第15条）

→ **フィルタリング有効化措置義務**
通信回線の契約とセットで販売される携帯電話端末等について、保護者が希望しない場合を除きフィルタリングを有効化（第16条）

- 携帯電話事業者等の義務の履行状況の把握、フィルタリングの継続的な利用を促す取組の推進等のフォローアップの実施
- 青少年・保護者等に対するフィルタリングの必要性等の周知

2. 青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進 （法第9条～第12条）

- 青少年を含む全世代を対象に、プラットフォーム事業者、通信事業者等との官民連携プロジェクト「DIGITAL POSITIVE ACTION」を開始し、総合的なICTリテラシー向上の取組を推進(ウェブサイト構築、意識啓発教材の作成・活用等)
- インターネット上のトラブル事例や予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を作成し、教育現場における活用を促進
- インターネットの安心・安全な利用について、学校等での無料の「出前講座」(e-ネットキャラバン)の開催を支援
- 保護者がこどもの発達の程度に応じて、こどものインターネット利用を適切に管理する「ペアレンタルコントロール」の普及啓発　等

3. その他

◆ SPSI（スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ）の改定に関する検討

- アプリ提供者等の関係事業者が利用者情報の適正な取扱いやセキュリティ確保の観点から取り組むことが望ましい事項を取りまとめたもの
- 昨年12月より、スマートフォン利用における青少年保護の観点から関係事業者が取り組むべき事項、望ましい事項の検討を開始

青少年によるインターネット利用の実態・課題等を踏まえ、青少年インターネット環境法に基づき、取組の充実が重要。